

宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第13号

宍粟市介護保険条例の一部を改正する条例

宍粟市介護保険条例（平成17年宍粟市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>40,200円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>60,300円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>60,300円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>72,360円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>80,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>96,480円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>36,066円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>54,078円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>54,402円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>80,400円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>97,200円</u></p> <p>[削除]</p>

改正前	改正後
<p>から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0円を下回る場合には0円とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,520円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>120,600円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>136,680円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>[削除]</p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>105,600円</u> [削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>121,200円</u> [削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>136,800円</u> [削除]</p>

改正前	改正後
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 144,720円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者 152,760円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,120円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「<u>24,120円</u>」とあるのは、「<u>40,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「<u>24,120円</u>」とあるのは、「<u>56,280円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>[削除]</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 153,600円</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 169,200円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 186,000円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 193,200円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,800円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「<u>22,800円</u>」とあるのは、「<u>38,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,800円</u>」とあるのは、「<u>54,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>[4 略]</p>	<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、<u>第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>[4 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宍粟市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。